

火薬類輸入届（規則第47条）

火薬類輸入許可を受けて火薬類を輸入した時は、火薬類輸入届を陸揚地を管轄する都道府県知事に提出してください。

○提出書類

- 1 火薬類輸入届
- 2 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は届出書を2部）